

## 水道事業の基盤強化等に関する国土交通大臣への要望について

とき:令和7年8月20日(水)  
ところ:国土交通省

大阪広域水道企業団と大阪府は8月20日、国土交通大臣宛てに「社会资本整備総合交付金制度(防災・安全交付金事業)」の時限措置の撤廃等を要望しました。

国定勇人国土交通大臣政務官、石井宏幸上下水道審議官と面会し、交付金制度の充実による大阪府域の水道事業の広域化や基盤強化に向けた後押しを訴えました(役職は要望当時)。

広域化に係る交付金が時限措置(令和16年度まで)となっており、府域一水道の実現に向けてさらに統合を進めていくため、「時限措置の撤廃、延長、または新たな統合促進の制度創設」が必要であること、また、「水道事業の喫緊の課題である老朽管路等の耐震化を推進するための財源確保」についても要望しました。

国定国土交通大臣政務官へ要望書を提出



(左から、国定国土交通大臣政務官、渡邊大阪府副知事、永藤大阪広域水道企業団企業長(役職は要望当時))

石井上下水道審議官との面会



(左から、石井上下水道審議官、渡邊大阪府副知事、橋本大阪広域水道企業団副企業長(役職は要望当時))

## 水道事業の基盤強化等に関する要望書

大阪府では、給水人口の減少や老朽管の更新・耐震化等の課題に対応し、水道事業の基盤強化を図り、強靭で持続可能な水道事業の構築に向け、府域全水道事業体と水道のあり方を協議し、府域一水道に向けた取組を進めているところです。

大阪広域水道企業団では、これまで府内 19 市町村の水道事業との統合を行い、今後更なる統合をめざして取り組みますが、社会資本整備総合交付金制度（防災・安全交付金事業）の広域化に伴う交付金については時限措置（令和 16 年度まで）となっています。

こうした状況を踏まえ、下記の事項について強く要望します。

### 記

1. 広域化事業の交付金を統合後 10 年間交付対象となるよう、時限措置の撤廃又は延長、若しくは、新たな統合促進のための制度を創設されること
2. 契緊の課題である老朽管路等の耐震化を推進するため、必要な財源を確保すること

令和 7 年 8 月 20 日

国土交通大臣  
中野 洋昌 様

大阪府知事 吉村 洋文

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

## 要望書の説明資料

### ■大阪府域における水道広域化

大阪広域水道企業団(府内 42 市町村で構成する一部事務組合)では、協議が整った事業体から順次水道事業の統合を進めている。

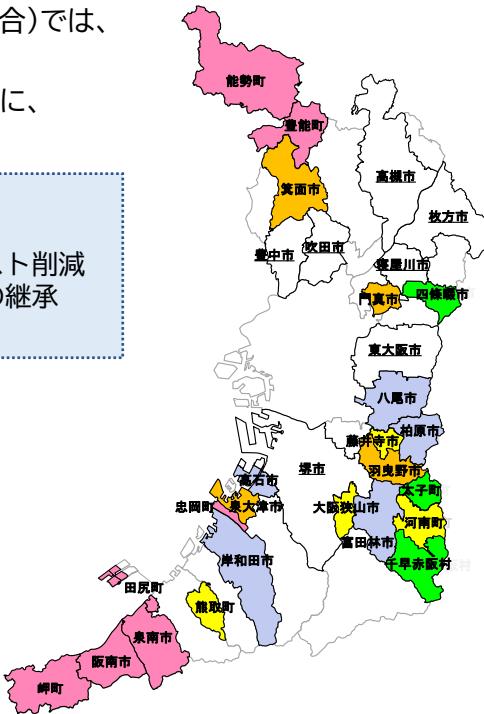
令和 7 年度時点で府内 19 市町村の水道事業を統合し、さらに、令和 9 年度の統合をめざし、4 団体との検討協議を実施。

#### 【広域化のメリット】

- ・施設の統廃合や集約等による費用削減（国交付金の活用）
- ・スケールメリットの活用やシステムの共同化等によるコスト削減
- ・組織としての技術職員の配置、専門的な技術やノウハウの継承
- ・災害等発生時における迅速かつ組織的な対応

#### 府域水道の基盤強化となる「府域一水道」を推進

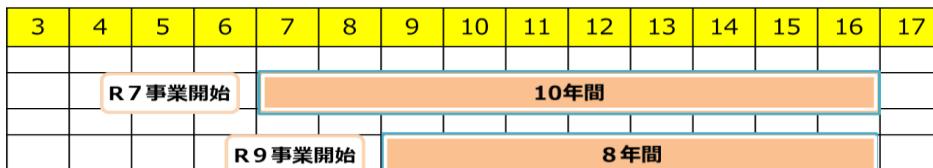
企業団との統合団体
平成29年度 3 団体 + 平成31年度 7 团体 + 令和3年度 4 団体
+ 令和7年度 5 団体との統合が実現
= 19/42 団体
うち中核市 1 団体
未統合団体 23/42 団体 政令市又は中核市 7 団体を含む (うち 令和9年度 の統合に向けて 4 団体が検討協議中)



### ■国の交付金の課題

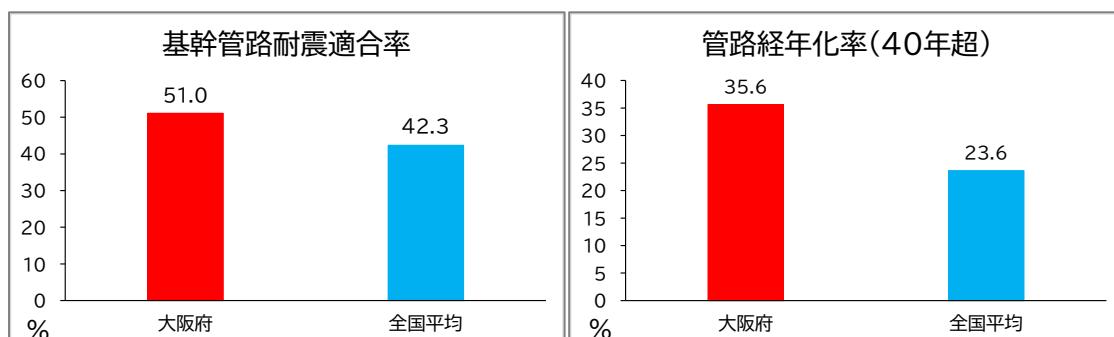
市町村の水道事業の企業団への統合については、国の広域化事業等の交付金を最大限に活用し推進してきたが、現行制度は、令和 16 年度までの時限事業となっている。

- 現在、4 団体が令和 9 年度統合をめざして検討協議中であるが、交付期間が 10 年に満たず、統合の効果が小さくなる。



- 未統合の団体(事業運営の核となる政令市又は中核市等)が、広域化に参画するメリットやインセンティブの付与がないと、水道事業の広域化、府域一水道の実現につながらない。

### ■大阪府内の管路の状況(令和4年度)



※国の目標は令和 10 年度に 60%

※大阪府は全国ワースト 1